

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年2月16日
【会社名】	ダイドーグループホールディングス株式会社
【英訳名】	DyDo GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06 (7166) 0011
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06 (6222) 2641
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 固定資産の減損損失の計上（連結）

当該事象の発生年月日

2026年2月16日

当該事象の内容

当社グループは、事業用資産を、事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングしております。

主力の国内飲料事業において、昨今の原材料価格高騰や消費者の節約志向の高まりにより、自販機チャネルにおける収益性が低下しています。そのような状況の中、当社は、価格優位性のある「ハートプライス」商品シリーズの展開や不採算自販機の政策的引き上げ等により、その改善に努めてきました。しかしながら、飲料の販売数量の減少やコーヒー豆をはじめとした各種原材料価格の高騰の影響は大きく、今期、国内飲料事業は営業損失となる見込みです。さらに、来期以降もこの厳しい市場環境の継続が見込まれることなどから減損の兆候があると確認され、減損損失の認識の判定及び測定を行った結果、2026年1月期の連結決算において減損損失を計上することとなりました。

当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年1月期の連結決算において、減損損失29,826百万円を特別損失として計上いたします。

(2) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額の計上（個別）

当該事象の発生年月日

2026年2月16日

当該事象の内容

国内飲料事業の主要な連結子会社であるダイドードリンコ株式会社において減損損失を計上することに伴い、当社の2026年1月期の個別決算において、当社が保有する同社株式について関係会社株式評価損を計上いたします。また、当社から同社への貸付金についても、回収可能性を踏まえて貸倒引当金の計上が必要と判断し、貸倒引当金繰入額を計上いたします。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年1月期の個別決算において、関係会社株式評価損466百万円及び貸倒引当金繰入額26,169百万円を特別損失として計上いたします。

なお、これらの特別損失は、連結決算においては消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

以上